

議案第50号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月9日提出

養父市長 大 林 賢 一

記

- 1 相手方 （住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]

2 事案の概要

令和8年3月5日、国道9号線を走行中、前方を走行する2台の車両のうち、先頭を走行していた車両①がハザードを点灯させ道路脇に停車したことで、後方を走行する車両②が併せて速度を緩めた際に、それに気づくのが遅れ、車両②の後部に衝突したものの。

- 3 損害賠償の額 2,896,573円